

制定 平成 24 年 7 月 2 日

改正 平成 24 年 7 月 24 日

改正 2024 年 6 月 7 日

改正 2026 年 7 月 1 日

公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本 I C Tテレコムユーザー協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第 3 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 この法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法による。

(事業年度)

第 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(規律)

第 5 条 この法人は、理事会が別に定めるコンプライアンス規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 6 条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 6 条 この法人は、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービスの利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 7 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業

(2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業

(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初に基本財産と定められた財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) その他基本財産として定めた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部又は一部を処分、除外又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第10条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項第3号から第7号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項の定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第60条第13号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員15人以上25人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員の報酬等の額は、毎年度総額100万円を超えないものとする。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（第12条第2項に該当する場合に限る。）
- (5) 定款の変更
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(開催要件)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、評議員会で定める評議員会運営規則によるものとする。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人以内を会長、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人以内を専務理事、5人以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第30条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。なお、会長が不在の場合には理事長がその業務を代行する。
- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、この法人の業務を分担処理する。
- 7 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他法令で定める職務及び権限の行使を行う。

(会計監査人の職務及び権限)

第33条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 35 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人に対する報酬等)

第 36 条 理事及び監事の報酬等の額は、その総額を評議員会の決議によって定める。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事全員の同意を得て、理事長が定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 37 条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任軽減)

第 38 条 この法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会において議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の多数による決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 この法人は、外部役員及び会計監査人との間で、第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(相談役)

第39条 この法人に、任意の機関として、1人以上3人以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長及び理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) この法人の業務の適正を確保するための内部管理体制の整備
 - (6) 第38条第2項の規定に基づく役員等の責任の免除

(開催)

第42条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回、原則として3月及び6月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(開催要件)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の議事は、この定款で別に定めるものを除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び理事長（会長及び理事長が欠席した場合は、出席した理事）及び監事が、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第50条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める理事会運営規則によるものとする。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第51条 この法人の事業運営上必要があるときは、理事会の議決により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員又は学識経験者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 委員会は、その活動状況を、理事会に報告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第52条 この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。ただし、第6条に規定する目的、第7条に規定する事業、第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第55条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項のただし書の規定にかかわらず、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数による決議により、第6条に規定する目的、第7条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第53条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第54条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第55条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第56条 この法人が、解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 会員

(会員)

- 第57条 この法人の目的に賛同する団体又は個人を会員とすることができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(会員組織)

第58条 この法人に、会員組織として、支部及び地区協会を置くことができる。

第11章 事務局

(事務局)

第59条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第60条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに基づき備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (6) 評議員会及び理事会の議事録
- (7) 貸借対照表
- (8) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (9) 財産目録
- (10) 事業報告
- (11) キャッシュ・フロー計算書
- (12) 監査報告・会計監査報告
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) 役員等に対する報酬等の支給基準
- (15) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 補則

(委任)

第61条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第4条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 山本恵朗 中崎啓祐 神谷正喜 森谷明弘
岩間弘一 斎藤寿臣 原 徹爾 山崎幸雄
茶村俊一 堀畑好秀 川本一之 白石省三
河部浩幸

監事 野田哲男 藤田 潔

- 4 この法人の最初の代表理事は山本恵朗、業務執行理事は中崎啓祐及び神谷正喜、会計監査人は有限責任あずさ監査法人とする。
- 5 財団法人日本電信電話ユーザ協会の規程・規則等は、この法人の規程・規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 6 公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の規程・規則・会則等は、新たな名称である公益財団法人日本ICTテレコムユーザー協会の規程・規則・会則等として引き継ぐものとし、協会名称の表記は読み替えるものとする。

附 則

この定款の改正は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、2024 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この定款の改正は、2026 年 7 月 1 日から施行する。